

公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和5年9月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 有限会社久光組
 - (2) 住所 宮城県栗原市志波姫北郷十文字66番地5
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 久光 伸夫
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県大崎市鹿島台広長字石川原一番甲7番地
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
がれき類等の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。）がれき類等の破碎施設（政令第7条第8号の2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
1, 040トン/日（130トン/時間 8時間稼働）
がれき類 1, 040トン/日（130トン/時間 8時間稼働）
- 6 許可年月日
令和5年9月12日
- 7 許可番号
05-26-0
- 8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 9 担当課
宮城県環境生活部廃棄物対策課（電話 022-211-2648）